

事 務 連 絡
平成 2 2 年 1 月 2 9 日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部

} 御中

消 防 庁 予 防 課

消防用ホースの点検等に係る留意事項について（情報提供）

芦森工業株式会社による消防用ホースの回収については、平成 2 2 年 1 月 2 9 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、屋内消火栓等の消防用ホースにおける点検時の取扱いについて、別添のとおり、財団法人日本消防設備安全センターを通じて各都道府県消防設備協会の会員事業者へ周知することとしております（別添参照）。

つきましては、点検報告や立入検査等の機会に点検結果を確認するに当たりご留意いただきますとともに、必要に応じ、関係者等への注意喚起をお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

総務省 消防庁 予防課

担当：藤原・渡辺・加藤

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

E-mail:t4.katou@soumu.go.jp

事 務 連 絡
平成 2 2 年 1 月 2 9 日

財団法人 日本消防設備安全センター御中

消 防 庁 予 防 課

芦森工業株式会社による消防用ホースの回収について

平素、消防機器等の保守点検についてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

芦森工業株式会社において、消防法上の個別検定時の不正行為への対応として、流通している消防用ホースの安全確認が行われているところですが、このたび、これまでの安全確認の結果を踏まえ、同社製ホースの一部について、自主的に回収が行われることとなりましたので、お知らせします（別添参照）。

なお、同社において、流通している消防用ホースの安全確認が継続的に行われているところであり、その結果に基づき、更なる回収必要分が特定された場合には、回収対象として追加・公表される予定です。

貴センターにおかれましても各都道府県消防設備協会の会員事業者に対し、上記に関する情報提供及び屋内消火栓等の消防用ホースの点検に係る下記の運用について周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 回収対象となる消防用ホースは、消防法令上の規格に一部適合しないおそれがあることから、消防用ホースの点検を行う際には、型式番号・製造年を確認し、回収対象に該当するものがあるかどうか確認すること。
- 2 回収対象に該当するものが確認された場合には、防火対象物の関係者に別添のとおり回収・交換が行われていることを知らせるとともに、点検票の「備考」欄に、型式番号、製造年、本数、設置場所を記載すること。
- 3 回収対象に該当するものについて、「総合点検」において「放水圧力」を確認する場合には、安全管理に十分留意すること。また、当該点検項目等について「不良」と判定された場合には、速やかに交換すべき旨を関係者等に注意喚起すること。

*別添省略